

議会運営委員会会議録

(令和7年10月14日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和7年10月14日(火)
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	原 田 達 也	副委員長	鷹 野 正 志
委員	尾 崎 恵 一	委員	嘉 喜 山 茂
委員	池 田 栄 次	委員	金 繁 典 子

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長 吉 田 茂 生

傍聴委員外議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	土 居 章 二	主幹	尾 川 美 保
係長	山 口 昌		

説明のため出席した者

なし

本日の委員会に付した案件

【協議事項】

- (1) 議会関係例規の一部改正等について
- (2) 議会運営に関する申合せ事項等の確認について
- (3) その他

開 会	11時29分
閉 会	12時23分

○**鷹野副委員長** ただいまから議会運営委員会を開催します。会に先立ちまして、委員長から挨拶があります。

○**原田議長** 皆様、全員協議会に引き続き、お疲れのところ御参集いただき誠にありがとうございます。今日の議会運営委員会では、議会関係例規の一部改正などを協議していただきますが、非常にタイトな日程となっていますので、議事運営について、皆様の御協力をよろしくお願いします。

○**鷹野副議長** ここからの進行は委員長をお願いします。

○**原田議長** では、早速ですが、議会関係例規の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

土居事務局長。

○**土居事務局長** それでは、議会資料１に基づきまして、議会関係例規の一部改正等について御説明いたします。

今回、標準町村議会会議規則等の改正動向を踏まえ、当町の議会運営に関する例規につきまして、一部改正及び新たな規程の制定を行います。特に、情報通信技術の活用など、現代の議会運営に即した規定の整備を主な目的とし、（１）法令遵守と適正化の確保として、標準町村議会会議規則等の改正動向を反映させ、当町議会例規の整合性及び適正性を確保します。

（２）議会機能の強化と効率化として、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用に関する規定を整備し、議会運営の効率化と機能強化を図ります。

（３）透明性の向上として、議会所管の情報公開制度を明確化し、町民に対する議会活動の透明性向上を図ります。

それでは、概要を説明いたしますので、２ページをお開きください。

①愛南町議会委員会条例の一部改正の概要を説明します。

１、改正の目的は、このたびの愛南町議会委員会条例の改正は標準町村議会委員会条例の改正動向と歩調を合わせ、委員会運営におけるデジタル技術の活用を可能にするための法的な基盤を整備することを主目的とします。これにより、委員会の運営効率化とペーパーレス化を推進します。

２、主な改正点と内容につきましては、一覧表を御確認ください。

３、改正のまとめといたしまして、本改正は、委員会運営のデジタル化を推進するための、次の重要な法的根拠を確立するものです。

（１）委員間の通知・連絡、招集要求などについてを電子メールや議会システムなどの電子情報処理組織によって行えるようになります。

（２）委員会記録、会議録などの作成と保存を、電磁的記録、いわゆる電子データで代替できるようになります。

（３）電子記録における署名・押印を、電子的な方法で代替できる規定を整備します。これにより、委員会の事務作業の効率が向上し、ペーパーレス化が大きく進展することが期待されます。

続きまして、３ページをお開きください。

②愛南町議会会議規則の一部改正の概要、１、改正の目的は、デジタル化への対応、全国的な標準町村議会会議規則の改正動向を踏まえ、電子情報処理組織、いわゆるメールやシステムを用いた通知・交付、電磁的記録、いわゆる電子データによる文書の作成・保存を可能にする規定を整備し、議会運営の効率化を図ります。また、地方自治法改正に伴う規定の整備や、その他の条項の整理・明確化を行います。

２、主な改正点と内容については、この改正は、全体的な条数増加に伴う条文の繰下げが多岐にわたりますが、実質的な内容の変更を伴う主な改正点は一覧表を御確認ください。今回の一部改正により、第１０３条（携帯品）の条文から、携帯電話機、タブレット型端末機（議会

が指定するタブレット型端末機を議長の許可を得て持ち込む場合を除く。)が削除されるため、会議規則上は私物の携帯電話機及びタブレット型端末機を議場に携帯することは可能となりますが、議場における使用を解禁できるものではないと考えます。したがって、議会運営委員会にて申合せ事項の再協議のほうをさせていただいたらと考えております。

改正のまとめといたしましては、6ページ目にまとめております。

本改正は、議場内の物品制限の整理や緊急時の権限明確化に加え、特に議会運営のデジタル化、ペーパーレス化に向けた大きな一歩となる法的な基盤を整備するものであります。これにより、議会事務の効率化と機動的で現在の環境に即した議会運営が可能になります。また、標準町村議会会議規則のとおりとなるよう、第18条として秘密会の動議、第125条として議会会議録の配布、第126条として会議録に記載しない事項を追加するものでございます。

続きまして、7ページをお開きください。

愛南町議会傍聴規則の一部改正の概要を説明いたします。

改正の目的といたしましては、地方議会における傍聴規則の在り方について、近年の全国的な議論、特に標準町村議会傍聴規則の改正動向を踏まえまして、本町の傍聴規則を改正し、議場の秩序維持と開かれた議会としての傍聴環境の明確化、適正化を図るものであります。

主な改正点と内容につきましては、一覧表にまとめておりますので、御確認いただきたいと思います。

改正のまとめといたしましては、8ページ目にまとめております。

まず、規制対象の明確化と整理といたしまして、傍聴人に対する制限事項から時代に合わないものや過剰なものを削除いたしました。危険物、刃物や威嚇的行為の禁止規定を明確化しております。

続きまして、デジタル機器への対応でございます。

携帯電話端末につきまして、音を発しないようにすることを明確に規定しました。これにより、マナーモード等にすれば、議会資料の閲覧に利用できる可能性が示され、デジタル化の流れに対応します。

続きまして、写真撮影、録音、録画等の禁止規定を、守るべき事項の中に明確に位置づけいたしました。

続いて、表現の統一といたしまして、「議会の妨害」を、「会議を妨害し、又は他人に迷惑」とすることで、規則の表現を標準町村議会傍聴規則に合わせ、規制の範囲をより広範かつ明確にいたしました。

続いて、9ページをお開きください。

愛南町議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程の制定の概要を説明いたします。

この規程は、今回改正予定の愛南町議会会議規則に新たに設ける、電子情報処理組織、デジタル技術を活用した通知文書、作成、保存に関する規定を円滑かつ適正に実施運用するための詳細のルールを定めるものであります。デジタル化による事務の効率化、迅速化、ペーパーレス化を確実に推進するための技術的な裏づけとなる規程です。

主な規程の内容とポイントにつきましては、この規程は、主に誰がどのようなシステムでどのように行うのかという技術的手続の詳細を明確にしておりますので、一覧表のほうを確認いただきたいと思います。

なぜこの規程が必要なのかにつきましては、10ページ目にまとめております。

まず、法令への対応といたしまして、地方自治法等において、行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律に基づきまして、議会手続のデジタル化の環境が整備されつつあります。これを受け、議会運営においてもICT活用のための具体的な手続規程が必要となります。

2つ目といたしまして、円滑な議会運営の促進、通知や文書作成、保存を電子化することで、

ペーパーレス化、情報共有の迅速化、文書検索や保存の効率化が図れ、議会運営の効率化と迅速化につながっていきます。

3点目といたしまして、手続の明確化と安全性の確保。ICTを活用した手続において、誰が通知を行ったか、本人確認や情報が改ざんされていないかを確保するため、電子署名や使用するシステムの要件を明確に定義し、手続の適正性とセキュリティーを担保する必要がございます。

次に、4点目が、議員への情報保障。議会等からの通知や配布物を電子情報処理組織による受け取る際の方法や表示方法を定めることで、議員が安心してICTを活用できる環境を整備します。

まとめといたしまして、本規程の制定は、愛南町議会におけるICT活用を具体的に可能とする法的な基盤を確立するものです。これにより、議会手続のデジタル化を促進し、議会運営の効率化、迅速化を図ります。また、電子署名等の技術を活用することで、手続の真正性、安全性を確保します。

ICT活用に関するルールを明確化し、議会、議員、関係者が適正かつ円滑に情報通信技術を利用できる環境を整備します。デジタル化の進展に対応し、より開かれた効率的な議会を目指すため、本規程の制定が必要不可欠と考えております。

続きまして、11ページをお開きください。

愛南町議会の所管に係る情報公開条例施行規程の制定の概要について説明いたします。

この規程は、愛南町情報公開条例に基づき、愛南町議会が所管する公文書について、情報公開の手続を明文化し、適正に運用することを目的として制定するものでございます。特に、町の執行機関が適用している既存のルールを議会にも準用することで、情報公開に関する町全体の取扱いの統一を図っていくことを目的としております。

主な規定の内容とポイントにつきましては、一覧表を御確認ください。

3点目に、なぜ規程が必要なのかにつきましてまとめております。

愛南町情報公開条例は議会を含む全ての実施機関に適用されますが、具体的な請求書の様式、決定通知の方法、開示場所などの詳細な手続は通常、施行規則で定められております。問題点といたしまして、施行規則は原則として執行機関の所管事項であり、議会がこれにそのまま拘束されることは、地方自治法上の権限分立の観点から適当ではございません。したがって、本規程の役割といたしまして、この規程を議会が独自に制定することで、議会の所管事項に関する情報公開手続について、執行機関の施行規則を準用する形を取り、議会として主体性を保ちつつ、町民に対して統一的で分かりやすい情報公開のサービスを提供することが可能となります。

まとめといたしまして、この規程の制定は、情報公開における町民サービスの維持向上と議会の執行機関における手続の整合性を確保するために必要不可欠な措置でございます。これにより議会の透明性を高めることにつながってまいります。

以上、簡単ではございますが、議会関係例規の一部改正等の概要についての説明とさせていただきます。

○**原田委員長** 今、事務局よりこの改正についての説明がございました。今後、これを12月の定例会に議案として上程をするという一応予定ですが、今の議会関係例規の一部改正等について、何か御質問はございませんかね。なかなか分かりにくい点もあろうかと思えますけど。

金繁委員。

○**金繁委員** 今後の手続というか、進め方なんですけど、今日説明を受けて、いろいろと意見も、皆さんもあると思いますが、これ検討するのは、今後、議運とそれから全協と、どういうふうな進め方しますかね。

○**原田委員長** 土居事務局長。

○土居事務局長 お答えいたします。

本日、議会関係例規の一部改正等について概要を説明させていただきましたが、この場でなかなか判断することは難しいと思われます。また本日の資料をお持ち帰りいただいて、お気づきの点、御質問等がございましたら、次回の議会運営委員会にて、御質問なり提案をさせていただいたというふうに考えております。

議会運営委員会にて御審議、内容を精査していただいた後、議員全員協議会のほうで再度、議会運営委員会での精査内容を説明いたしまして、可能でありましたら12月定例議会のほうに、愛南町議会委員会条例の一部改正と、愛南町議会会議規則の一部改正のほうを上程させていただいて、残りの規則、規程、規則の一部改正、規程の新規制定については、全員協議会の審議の内容を踏まえた上で、今後、所定の手続を取らせていただいたらというふうに考えております。

以上です。

○原田委員長 よろしいですかね。ほかにありませんかね。

尾崎委員。

○尾崎委員 すいません、確認なんですけれども、今回のこういった条例、諸規程等の改正というのは、もう既に、実務的にはもう愛南町議会はタブレットとかいろいろ使ってデジタル化にはなっておりましたけれども、こういった愛南町独自の諸規程が整備されてなかったというところで、今回、標準町村議会会議規則等が正式に改正されたので、それを待って、それを確認した上で直すということで、具体的に今やっていることがどう変わるということではないのかと思うんですけれども、その点、よろしいですかね。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 今しがた尾崎委員がおっしゃったとおりでございます。標準会議規則等の改正動向を踏まえて、既に導入している事案もございますが、今回、関係する例規についてもきちっと整備をいたしまして、今後運用を図っていくというものでございます。

以上です。

○原田委員長 ほかにありませんかね。

ないようでしたら、これまた皆さん、十分、帰って検討していただいて、次回の議会運営委員会で結論を出したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続いて2の議会運営に関する申合せ事項等の確認について、事務局より説明をお願いいたします。

土居事務局長。

○土居事務局長 それでは、議会運営に関する申合せ事項等の確認につきまして、議会資料の2、タブレットにも掲載しておりますが、先ほどお配りいたしました紫色の紙のファイルに紙の資料をつづっております。こちらにつきましては、令和7年5月20日に開催いたしました、第9回議員全員協議会にて確認いたしました、議会運営等に関する申合せ事項等の確認についてのうち、議会運営委員会にて再検討になった9項目と、新たに検討が必要であろうと思われる4項目、合計13項目にわたる検討項目をまとめたものでございます。

項目といたしましては、まず、議会広報特別委員会の常任委員会への移行、2つ目といたしまして関連質問の取扱いについて、3つ目、一般質問答弁書の議会への事前配布について、4つ目、予算・決算の委員会付託について、5つ目、請願の提出期限の前倒しについて、6つ目、旧姓や通称使用の取扱いについて、7つ目、全体的・構造的な理解をするような勉強会について、8つ目、委員会等会場へのパソコン等の持込みについて、9、ハラスメントに対する客観的な相談窓口について、10、政務活動費について、11、L o G oチャットのスクリーンショットの制限について、先ほど議員全員協議会のほうで一旦議長預かりということになりましたので、こちらについては議会運営委員会で協議するのか、議員全員協議会のほうで全議員で

協議されるのか、こちらについてはそういうことになりましたので、今後検討していただけたらと思います。12番目として、保留となっております3月定例会開催日程の確認について、13番として議会報告・意見交換会の開催について。以上13項目、多数の検討項目となっております。

本日ににつきましては、検討項目内容の再確認と今後のスケジュールの検討をしていただけたらというふうに考えております。なお、13項目の検討項目のうち、12番目の3月定例会の開催日程の確認について、13番目の議会報告・意見交換会の開催について、こちらの2つの項目については、よろしければ本日御協議いただき、結論を出していただけたらというふうに考えております。

なお、残りの11項目中、予算・決算の委員会付託についてと、ハラスメントに対する客観的な相談窓口についての2項目につきましては、再検討項目の中でも慎重な検討を重ねる必要があるのではないかというふうに考えております。

また、2番目の関連質問の取扱いについて、3番目の一般質問答弁書の議員への事前配布について、4番目の予算・決算の委員会付託についての項目につきましては、執行部にも関連がございますので、調整の必要が発生するのではないかと考えております。

参考資料といたしまして、A3判でお配りしております、県内及び近隣自治体の議会運営の対応一覧、A3判で4枚の資料をおつけしております。その後ろに、検討の参考としていただけるよう、議会運営委員会スケジュール案ということで、A3の横長のものを3つつけております。それぞれ13項目を一覧表にしておりますが、スケジュールといたしましては、おおよそそういうスケジュールで進めていくのがよろしいのではないかと案があるものについては明記しておりますが、そのほかの欄については空白となっております。

また、紫色のファイルの後ろに、ハラスメントに対する客観的な相談窓口についての再検討項目の検討資料となるよう、愛南町議会ハラスメント防止条例案から、上島町議会のハラスメント防止条例施行規程（案）についての資料もおつけしております。

また、議会広報特別委員会の常任委員会への移行に関する審議の参考となる資料といたしまして、愛南町議会委員会条例の一部を改正する条例案と、新規で検討項目となっております政務活動費について概要をまとめたものを同じく紫色のファイルにつづっておりますので、協議の参考にさせていただけたらと思っております。

それでは、どういたしましょうか。お時間も残り少なくなっておりますが、先ほど説明いたしました、本日、12番目の項目になっております、3月定例会開催日程の確認についてと、13番目の議会報告・意見交換会の開催について、こちらにつきましては、よろしければ本日御協議いただき、結論を出していただけたらというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○**原田委員長** ただいま説明がございました。検討項目が結構ある中で、今日、差し向き決定していただきたいのが、今、事務局からの説明ありましたように、12番の3月定例会開催日程の確認についてと、あと13番の議会報告・意見交換会の開催についてなんですが、この2点について本日は協議をするということでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○**原田委員長** じゃあそのように進めます。

3月定例会の開催なんですが、これ、事務局これ、ちょっと説明をよろしく願いします。
土居事務局長。

○**土居事務局長** それでは紫色のファイルをつづっております、議会資料2をめくっていただいて、6ページ目をお開きください。

12番、3月議会定例会開催日程の確認について、ということで掲載しております。

現在のところ、12月議会定例会に係る開催日程まで確認していただいているところでござ

います。お示ししております、3月議会定例会に係る開催日程が保留のままとなっております。資料のほうに載せているのは、年度当初に皆さんに御確認いただいた日程をそのまま載せているものでございます。下半期もスタートいたしまして半月ほどたっております。既に年度末に向けて、各会議・行事等、予定が確定しつつありますので、本日こちらの日程につきまして皆さんで御確認いただき、日程の御協議の上、確定していただきたらと思っております。

以上です。

○**原田委員長** 説明がありました。3月議会なんですが、この資料にもありますように、一般質問の通告が2月6日、そして議運が2月27日、議会初日が3月6日、一般質問の締切りは3月10日、そして議運が3月11日、そして議会最終日が3月19日というふうになっております。もうこの日程でよろしいでしょうかね。

金繁委員。

○**金繁委員** 今年度から、この3月議会以外は、水曜日からの開催となっております。それは、金曜日に初日を迎えてしまうと、もしその発言の訂正とかしたい場合に、3日以内にしないといけないんですが、金・土・日と、もう月曜日の会期中にはもう何も訂正できないということで、水曜日に前倒しに訂正しました。ですので、3月議会についても同じように水曜日にしてはどうかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○**原田委員長** 今、金繁委員のほうから、水曜日の、4日の水曜日になるとと思いますが、4日の水曜日を初日ということにしたかどうかという意見なんですが、これ事務局、これはどうなんですかね。

○**土居事務局長** 一応、金繁委員から御提案があった4日の水曜日に仮にした場合、その前の議会運営委員会、全部ずれますね。一般質問、議運はずれます。

○**原田委員長** 全部じゃあずれるということですかね。

(発言する者あり)

○**原田委員長** 6日の初日やっぱり都合悪いのかな、どうしても。金繁委員……

(発言する者あり)

○**原田委員長** 訂正ができない。

(発言する者あり)

○**原田委員長** どうですかね事務局、これ、可能ですかね。

(発言する者あり)

○**原田委員長** まあ、後で検討します、今日答え出さなくても。

土居事務局長。

○**土居事務局長** ちょっと一旦持ち帰りさしてもらっていいですかね。ちょっとスケジューリングとかありますので、再度確認して、3月4日の水曜日、初日とするものの調整が可能かどうかちょっと確認した上で、改めて報告させていただきます。

○**原田委員長** ということでいいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○**原田委員長** そしたら、次に、議会報告・意見交換会の開催の日程なんですが、事務局より説明をお願いいたします。

土居事務局長。

○**土居事務局長** それでは続きまして、議会報告・意見交換会の開催について、同じく資料の6ページになります。

令和7年度の議会報告・意見交換会については、今月22日、水曜日、内海地域、こちらは産業厚生常任委員会担当となっております。今月28日、火曜日、一本松地域は総務文教常任委員会担当となっております。こちら両日とも18時30分から開催予定としております。

残る3地域、御荘地域、城辺地域、これすいません、一本松地域になっていきますけど、西海

の間違いでございます。訂正いたします。失礼いたしました。

御荘地域、城辺地域、西海地域について、今後どのように開催するのか協議する必要がございます。想定されるパターン、4パターンを下に記しております。

まずパターン1として、今年度中に残り3地域も全部開催する。

2番目として、今年度中に2地域、翌年度に残り1地域を開催する。

3つ目として、今年度中に1地域、翌年度に残り2地域を開催する。

4番目として、翌年度に残り3地域で開催する、という4択となっておりますので、皆さんのほうで御協議いただけたらと思います。

よろしく願いいたします。

○**原田委員長** 今、説明がございました。4つのパターンがあろうかと思いますが、どうでしょうかねこれ、今年度中にあとの3地域をやるという、今年いっぱいであとの3地域をやるというのはどうでしょうかねこれ。皆さんの御意見を伺います。

尾崎委員。

○**尾崎委員** タイムなスケジュールになろうかと思うんですが、可能な限り年度内に5地域やるということで検討していくのがどうかと思います。

ていうのが、一つは議会報告という観点からすると、議会活動の区切りとして、やっぱり年度内に全ての地域を回って住民の皆さんに報告するというので、やっぱり不公平感がなくなってくるのではないかと思います。ここは今年度やったのに、来年度にやられたらちょっと不公平感が出てくるのではないかなということが一つ懸念されることと、やっぱり「地域公共交通」と「防災」をテーマに今回やりますが、住民の声を当然聞いて、今後の政策に反映するという意味で、やっぱり同じ年度内でしっかり聞いて、翌年度に反映するというのを考えれば、やっぱりそういうことからやっぱり年度内っていうのを念頭に、可能な限りやっていくべきではないかなと考えます。

○**原田委員長** ただいま尾崎委員より、今年度中に残りの3地域もやると。もうそれでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○**原田委員長** じゃあそのように実行したいと思います。

日にちは、どうなるかね。

土居事務局長。

○**土居事務局長** 御協議いただきありがとうございます。今年度中に残り3地域も開催するという御意見でしたので、事務局のほうであらかじめ各地域の会場の空き状況を確認しております。まず1、どうでしょうかね、この横長の議会運営委員会協議スケジュール案のほうを、ナンバー3ですかね、一番最後のほうのページを出していただいたら、13番目、議会報告・意見交換会というふうに記しております。

残り3地域ということになりますと、必然的に新年、1月以降になろうかと思っております。1月につきましては、今のところ、10月開催が水曜日にということで、内海、一本松については水曜日だったんですがちょっといろいろな都合で火曜日にしましたが、水曜日ということでちょっと考えてみましたところ、1月28日、水曜日、こちらが西海が空いております。2月4日、水曜日、こちら城辺が空いております。ちょっと空きまして、2月18日、水曜日、こちら御荘が空いております。

1月28日、水曜日が西海地域、2月4日、水曜日が城辺地域、2月18日、水曜日が御荘地域、それぞれ会場のほうの空き状況を確認しております。これでよろしければ、今後、調整させていただけたらと思っております。御検討のほどよろしくお願いいたします。

○**原田委員長** 今、日程について事務局より説明がございましたが、もうこの日程で進めてよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 じゃあこの予定でやっていきます。

その他といたしまして、次の議会運営委員会の開催予定日なんですが、お手元の議会運営委員会協議スケジュールの案を確認しながら協議をしてもらえばと考えます。分かりますかね、この議運の。

どうなるのかな。ちょっと事務局。

○土居事務局長 入っていないです。

○原田委員長 入っていないんかね。ちょっと事務局、案があれば。

土居事務局長。

○土居事務局長 次回、議会運営委員会開催予定はスケジュールのカレンダーにはまだ入れてございません。今月は先ほども説明しましたが22日に内海地域の議会報告・意見交換会、28日に一本松地域で議会報告・意見交換会がございます。割と検討項目が多いので、月1回以上の委員会の開催はしていかないといけないのかなというふうには考えております。

11月中には1回もしくは2回しないと、12月になりますともう定例会がありますので、その辺りでカレンダーを見ながら皆さんのよろしい日を選定していただいたらというふうには考えております。

なお、本日もう時間の都合上なかなか検討項目を検討することは難しいと思われませんが、1点、1番目の議会広報特別委員会の常任委員会への移行、こちらについては前回の議会運営委員会で、できるだけ早めに常任委員会へ移行することとすると、9月定例会か12月定例会でというような御意見もございました。となりますと、こちらについて仮に12月定例会で常任委員会への移行ということになりますと、愛南町議会委員会条例の改正が必要になってきます。こちら改正案についてはもう案的なものはつくっておりますので、総務のほうの審査を経れば手続はできるんですが、もう一つ、特別委員会の報告書をつくる必要がございますので、その辺りがちょっと懸案といいますか、確認の必要があるのではないかなというふうには考えております。

以上です。

○原田委員長 そういうことも含めまして、なるべく早い時期に次の議運を開催したいと思えます。

金繁委員。

○金繁委員 はい、ぜひお願いします。その際これ、一度に全部やりますか。ハラスメント条例とかもありますけど。それとも幾つかに分けてやったほうがいいかなという気がします。

○原田委員長 一度にはちょっと無理だと思いますので、はい、分けてやっていきます。

もうじゃあ日程は事務局に一任でいいでしょうかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 そしたら事務局、よろしく、なるべく早い時期によろしくお願いします。

続いて、委員会等の録画放送の検証についてなんですが、7月7日開催の議会運営委員会にて御意見がありました、事務局において委員会等の動画の編集ができないかについて、事務局で会議名と日時のみを入れた動画を編集・作成しましたので、これからその動画を確認してもらいます。

土居事務局長。

○土居事務局長 皆さんもう動画を見ましたかね。

(「はい」と言う者あり)

○土居事務局長 ありがとうございます。皆さん御確認いただいているということですので、今後の運用といたしまして、御視聴いただきました動画にあります、会議名と日時のみテロップを入れまして、始まりと終わり、休憩をカットするのみ、というのでよろしいかどうかの確認と、

動画をアップする先をY o u T u b e でよろしいかという確認をさせていただいたらというふうに思っております。

アップ先はY o u T u b e ではちょっとということであれば、よろしければどこに動画をアップするのがよろしいかという御意見——御提案をいただいたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○原田委員長 今、事務局より提案がありましたが、どうでしょうかね。事務局も今、言ったとおりでよろしいですかね。

金繁委員。

○金繁委員 お疲れさまです。事務局の職員さんがしてくださって、私は品質的にも遜色なく、いいのではないかなと思うんですが、一方でキャパの問題というか、何ていいますか労力がどのぐらいかかったのか。

この前、小金井市議会さんが、職員さんが全部やって、Y o u T u b e にどんどんアップしているっていうことを提案させてもらって、それしていただいたんですが、実際にやられてみて、かかる時間ですとか、今の人員体制で可能なのかどうかっていう点、確認させていただけたらと思います。

○原田委員長 池田委員。

○池田委員 カメラ、機材は、何か、機材は事務局の機材なんですか。機材関係も、個人の機材を使いよるとか、そういうあれはないのかな。その辺を。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 ちょっと山口係長のほうから報告しますけど、ちょっと休憩取っていただいたら。

○原田委員長 暫時休憩します。

(休憩)

○原田委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

今の動画配信の件で何かほかに質問はございませんか。

ないようでしたら、今回の視聴した動画内容でよいと思う方は挙手をお願いします。

(挙手)

○原田委員長 挙手多数です。それでは、今年度は議会運営委員会の動画撮影及び編集から始めて、事務局の職員の編集技術の向上を図った上で、徐々に他の委員会へ拡充していくということでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

金繁委員。

○金繁委員 徐々にでいいんですが、今年度は議運だけっていうことになるんですか。それとも、ほかの1つ2つでも、全協なり。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 今年度につきましては、できましたら議運からやらせていただけたらと思っております。

というのが、やはり事務局職員、私を含め3名が編集作業できる体制の構築が必要であるということと、それによって編集技術の向上を図って、万が一年度が替わりまして、人事異動があった場合の今後の運用を勘案して、3人で編集作業ができるということが必須かなというふうに考えております。

ほかの委員会につきましても、できましたら徐々に広げていければと思うんですが、本日の議会運営委員会開催していただいたとおり、検討項目は結構ございますので、議会運営委員会、回数を結構重ねるのかなというふうに思っております。そちらのほうを今後の撮影編集のステップアップといたしまして、今年度、取っかかりとしてやらせていただいた後に、次年度以降、慣れていきましたら、万が一人事異動ありましたらまた新しい方にも編集作業等を教えていく必要があるんですが、徐々に委員会、何委員会から広げるか分からないですけど、また御

相談させていただきながら、最終的には全委員会の編集作業ができるような体制づくりができればというふうに考えております。

以上です。

○原田委員長　ということで、今年度は一応この議会運営委員会からということによろしいですかね。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員　やることに関しては構いませんけど、ちょっと、全体に広げるのは、ちょっと慎重にしてほしいんですよ。やっぱ、まだ1回とか、その辺の分だけできた段階で、判断するにはちょっとデータ不足と僕は思いますので、その辺は慎重をお願いします。

○原田委員長　今後、状況を見ながら判断していきたいと思います。差し向き今年度は議会運営委員会からということでやりたいと思います。

ほかに御意見ございませんかね。

ないようでしたら、議会運営委員会を終了したいと思います。じゃあ閉会の挨拶を。

○鷹野副委員長　非常にタイトな時間……

(「アップ先を」と言う者あり)

○原田委員長　ごめん、そうかそうか、アップ先、Y o u T u b e でよろしいでしょう。よろしいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長　ということで、Y o u T u b e にアップします。

ほかにありませんかね。

じゃあ閉会といたしますので、副委員長、挨拶をお願いします。

○鷹野副委員長　非常にタイトな時間帯でございましたが、何とか終了することができました。

以上をもちまして議会運営委員会を終了いたします。

委員長